議案第７９号

瀬戸内市営住宅条例の一部を改正することについて

瀬戸内市営住宅条例の一部を次のように改正するものとする。

令和８年１１月２５日提出

瀬戸内市長　黒石　健太郎

【提案理由】

市営住宅新福元団地が令和９年３月に完成することに伴い、新たに整備する駐車場について、使用料を徴収できる規定を設けるほか、所要の改正を行うもの。

瀬戸内市条例第　　号

瀬戸内市営住宅条例の一部を改正する条例

瀬戸内市営住宅条例（平成16年瀬戸内市条例第158号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第2条第2号の公営住宅として」を「第3条の規定により」に、「は、市長が公示する」を「その他必要事項は、規則で定める」に改める。

第23条の次に次の1条を加える。

（駐車場の使用料）

第23条の2　入居者は、自己の使用する自動車を保管するために市長の許可を受けて共同施設の駐車場を使用するときは、近傍同種の駐車場の使用料を限度として規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

2　市長は、第17条各号のいずれかに掲げる特別な事情がある場合においては、前項の使用料の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対し、当該使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。

3　市長は、第1項の許可を受けた者が、同項の使用料を3か月以上滞納したときその他市営住宅及び共同施設の管理上必要があると認めたときは、当該許可を取り消すことができる。

附　則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

瀬戸内市営住宅条例(平成16年瀬戸内市条例第158号)新旧対照表

現行	改正後
（市営住宅の設置等） 第3条　低額所得者の住宅不足を緩和するため、法第2条第2号の公営住宅として市営住宅を設置し、その設置場所、構造及び戸数は、市長が公示する　　。	（市営住宅の設置等） 第3条　低額所得者の住宅不足を緩和するため、法第3条の規定により　　市営住宅を設置し、その設置場所、構造及び戸数その他必要事項は、規則で定める。 （駐車場の使用料） 第23条の2　入居者は、自己の使用する自動車を保管するために市長の許可を受けて共同施設の駐車場を使用するときは、近傍同種の駐車場の使用料を限度として規則で定める額の使用料を納付しなければならない。 2　市長は、第17条各号のいずれかに掲げる特別な事情がある場合においては、前項の使用料の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対し、市長が定めるところにより、当該使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。 3　市長は、第1項の許可を受けた者が、同項使用料を3ケ月以上滞納したときその他市営住宅及び共同施設の管理上必要があると認めたときは、当該許可を取り消すことができる。

瀬戸内市規則第　　号

瀬戸内市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸内市営住宅条例施行規則（平成16年瀬戸内市規則第133号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（住宅の設置）

第1条の2　条例第3条に規定する市営住宅の名称、位置その他必要事項は、別表第1のとおりとする。

第23条を第24条とし、第22条の次に次の1条を加える。

（駐車場の使用料）

第23条　駐車場使用料の額は、別表第2に定めるところによる。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第1条の2関係）

住宅の一覧

名称	所在地	構造	戸数
瀬戸内市営住宅弁天団地（旧警察官舎）	瀬戸内市牛窓町長浜6880番地57	簡易耐火2階	12
瀬戸内市営住宅西浜団地	瀬戸内市牛窓町鹿忍84番地41	簡易耐火2階	3
瀬戸内市営住宅津行団地	瀬戸内市牛窓町長浜6865番地62	簡易耐火2階	9
瀬戸内市営住宅中村団地	瀬戸内市牛窓町長浜3630番地1	簡易耐火2階	11
瀬戸内市営住宅東町団地	瀬戸内市牛窓町牛窓2229番地3	簡易耐火2階	5
瀬戸内市営住宅粟利郷団地	瀬戸内市牛窓町長浜5553番地2	木造2階	8

瀬戸内市営住宅弁天団地	瀬戸内市牛窓町長浜6880番地60及び64	木造平屋	9
瀬戸内市営住宅弁天団地	瀬戸内市牛窓町長浜6880番地59	木造2階	3
瀬戸内市営住宅山田庄団地	瀬戸内市邑久町山田庄420番地1	簡易耐火平屋	10
瀬戸内市営住宅福元団地	瀬戸内市邑久町福元747番地	簡易耐火平屋	10
瀬戸内市営住宅福山団地	瀬戸内市邑久町福山487番地1	簡易耐火2階	10
瀬戸内市営住宅新福元団地	瀬戸内市邑久町福元747番地	耐火4階	18
瀬戸内市営住宅西村団地	瀬戸内市長船町飯井749番地1	簡易耐火平屋	6
瀬戸内市営住宅井尻団地	瀬戸内市長船町東須恵427番地1	簡易耐火平屋	6
瀬戸内市営住宅飯井団地	瀬戸内市長船町飯井747番地1	簡易耐火平屋	6
瀬戸内市営住宅東須恵団地	瀬戸内市長船町東須恵369番地	簡易耐火平屋	6
瀬戸内市営住宅飯井団地Ⅱ	瀬戸内市長船町飯井744番地	簡易耐火2階	3
瀬戸内市営住宅美和団地	瀬戸内市長船町飯井191番地	木造平屋	2
瀬戸内市営住宅東須恵団地Ⅱ	瀬戸内市長船町東須恵352番地1	簡易耐火平屋	4
瀬戸内市営住宅福里西村団地	瀬戸内市長船町服部1508番地1	木造平屋	10

別表第2(第23条関係)

駐車場の一覧

名称	所在地	使用料(月額)	区画数
瀬戸内市営住宅新福元団地	瀬戸内市邑久町福元747番地	1,700円	25区画

附　則

この規則は、令和9年4月1日から施行する。

瀬戸内市営住宅条例施行規則(平成16年瀬戸内市規則第133号)新旧対照表

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td></td><td>（住宅の設置）
第1条の2　条例第3条に規定する市営住宅の名称、位置その他必要事項は、別表第1のとおりとする。

（入居者が負担する費用）
第23条　駐車場使用料の額は、別表第2に定めるところによる。</td></tr>
<tr><td>（身分を示す証明書）
第23条　略</td><td>（身分を示す証明書）
第24条　略

別表第1(第1条の2関係)
住宅の一覧
<table><tr><th>名称</th><th>所在地</th><th>構造</th><th>戸数</th></tr><tr><td>瀬戸内市営住宅弁天団地(旧警察官舎)</td><td>瀬戸内市牛窓町長浜6880番地57</td><td>簡易耐火2階</td><td>12</td></tr><tr><td>瀬戸内市営住宅西浜団地</td><td>瀬戸内市牛窓町鹿忍84番地41</td><td>簡易耐火2階</td><td>3</td></tr><tr><td>瀬戸内市営住宅津行団地</td><td>瀬戸内市牛窓町長浜6865番地62</td><td>簡易耐火2階</td><td>9</td></tr><tr><td>瀬戸内市営住宅中村団地</td><td>瀬戸内市牛窓町長浜3630番地1</td><td>簡易耐火2階</td><td>11</td></tr></table></td></tr>
</table>

瀬戸内市営住宅東町団地	瀬戸内市牛窓町牛窓2229番地3	簡易耐火2階	5
瀬戸内市営住宅粟利郷団地	瀬戸内市牛窓町長浜5553番地2	木造2階	8
瀬戸内市営住宅弁天団地	瀬戸内市牛窓町長浜6880番地60及び64	木造平屋	9
瀬戸内市営住宅弁天団地	瀬戸内市牛窓町長浜6880番地59	木造2階	3
瀬戸内市営住宅山田庄団地	瀬戸内市邑久町山田庄420番地1	簡易耐火平屋	10
瀬戸内市営住宅福元団地	瀬戸内市邑久町福元747番地	簡易耐火平屋	10
瀬戸内市営住宅福山団地	瀬戸内市邑久町福山487番地1	簡易耐火2階	10
瀬戸内市営住宅新福元団地	瀬戸内市邑久町福元747番地	耐火4階	18
瀬戸内市営住宅西村団地	瀬戸内市長船町飯井749番地1	簡易耐火平屋	6
瀬戸内市営住宅井尻団地	瀬戸内市長船町東須恵427番地1	簡易耐火平屋	6
瀬戸内市営住宅飯井団地	瀬戸内市長船町飯井747番地1	簡易耐火平屋	6
瀬戸内市営住宅東須恵団地	瀬戸内市長船町東須恵369番地	簡易耐火平屋	6
瀬戸内市営住宅飯井	瀬戸内市長船町飯井744番地	簡易耐火	3

団地Ⅱ		2階	
瀬戸内市営住宅美和団地	瀬戸内市長船町飯井191番地	木造平屋	2
瀬戸内市営住宅東須恵団地Ⅱ	瀬戸内市長船町東須恵352番地1	簡易耐火平屋	4
瀬戸内市営住宅福里西村団地	瀬戸内市長船町服部1508番地1	木造平屋	10

別表第2(第23条関係)

駐車場の一覧

名称	所在地	使用料(月額)	区画数
瀬戸内市営住宅新福元団地	瀬戸内市邑久町福元747番地	1,700円	25区画